

姫路市教育委員会会議録（令和8年5月）

- 日 時 令和8年5月21日（木）午後2時から
- 場 所 教育委員会会議室
- 開 会（午後2時）
 - 日程第1 会議録署名委員の指名等
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議事
 - 議案第 5号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第 6号 令和9年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針について
 - 議案第 7号 交通事故に係る示談解決方針及び損害賠償額の決定について
 - 日程第4 報告
 - 1 子どもの学校改革応援プロジェクト参加校募集について
 - 2 小規模特認校の運営について
 - 3 姫路市立藤ノ木山野外活動センターの今後の方針について
 - 日程第5 次回委員会開催日時等
 - 日程第6 その他
- 出席者（委員）久保田教育長、森下委員、山下委員、中野委員、三木委員
（事務局）高橋教育次長、角倉教育次長、濱田教育総務部長、
藤保教育企画室長、砂山生涯学習部長、藤岡総務課長、
川嶋教育企画室主幹、小野教育企画室主幹、中尾学校指導課長、
儀武生涯学習課長、沼田文化財課長
（書記）杉本総務課係長、馬場総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により三木委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとさせていただきます。
これに御異議はございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事 及び日程第4 報告 に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。

- 議案第7号は会議規則第15条第3号に規定する「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件」に該当し、報告事項の2及び3は同条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。

- また、議案第7号並びに報告事項の2及び3の会議録につきましては、会議規則第13条第4項の規定に基づき、市議会での審議が終了した後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第7号並びに報告事項の2及び3は、非公開と決定します。

- また、議案第7号並びに報告事項の2及び3の会議録については、市議会での審議が終了した後に公表することと決定します。

- なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。
- 教育長 ○ それでは、
議案第5号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (総務課長 議案第5号について説明)
「1 改正の理由」でございますが、国家公務員について、現行制度上、刑事訴訟法の規定による被害者参加人として裁判所等に出頭する場合は、官公署出頭に係る特別休暇の対象外とされておりますが、被害者参加人の裁判対応に伴う負担に加え、犯罪被害者等支援の重要性や裁判における被害者参加制度の公益性も考慮し、被害者参加人として裁判所等に出頭する場合も官公署出頭休暇の対象とする旨の人事院規則改正が令和8年6月1日に予定されております。この状況に鑑み、市立学校職員につきましても同様の改正を行うものでございます。
「2 改正の概要」でございますが、官公署への出頭に関する特別休暇について、「被害者参加人」としての出頭を取得可能事由に追加いたします。
「3 施行期日」でございますが、令和8年6月1日としております。
- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
- 教育長 ○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第5号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。
- (委員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第5号は、原案のとおり可決しました。
- 教育長 ○ 次に、
議案第6号 令和9年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (学校指導課長 議案第6号について説明)
教科用図書(以下「教科書」)の採択権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会にございます。また、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、兵庫県の「令和9年度使用教科用図書の採択に関する基本方針」により、教科書の採択は毎年行うこととなっております。以

上により、「令和9年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針」の決定についてお諮りいたします。

教科書の採択方針として、5項目あげております。

1項目めは「採択に関する基本方針」です。姫路市立小・中・義務教育学校、特別支援学校及び高等学校において使用する教科書の採択に関する基本的な考え方を12点示しております。なお、小学校及び中学校の検定済教科書については、令和9年度に使用する教科書は、前年度と同一のものを採択するよう政令により定められているため、採択替えは行いません。

2項目めは「採択の権限」です。教科書の採択は姫路市教育委員会が行うことを明記しております。

3項目めは「採択の方法」です。小・中・義務教育学校、特別支援学校において使用する一般図書、高等学校及び特別支援学校高等部において使用する教科書の採択方法について示しております。なお、一般図書とは、特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒が、検定済教科書や文部科学省の著作権本を使用せず、各自の障害の状況に応じて使用する絵本等の図書のことです。

4項目めは「採択の公正確保」です。文部科学省の「教科書採択における公正確保の徹底等について」の通知に則り、教科書採択に当たって、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう、公正性・透明性の確保を徹底するために、「過当な宣伝行為等への対処」「検定申請本の取扱い」「教科書発行者との関係」について示しております。

5項目めは、「開かれた採択の実施」です。採択に関する情報を公開するなど、開かれた採択に努めることを示しています。

現行の採択方針からの主な変更点といたしましては、「3 採択の方法」の(2)についての記述を一部変更しております。具体的には、令和8年4月に姫路市立高等学校が開校されたため、「3 採択の方法」の(2)の「ただし、新設校については、校長を校地校校長、校内を校地校内に読み替える。」の部分を削除いたします。

本日の「令和9年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針」決定後は、この採択方針を、各学校に送付します。それを受け、小学校、中学校及び義務教育学校並びに特別支援学校は、「学校教育法附則第9条の規定による一般図書選定に関する申請書」を提出し、高等学校及び特別支援学校の高等部は、「教科書選定に関する申請書」を提出します。7月23日の教育委員会におきまして、学校からの申請を審議していただき、令和9年度に使用する教科書の採択をしていただくこととなります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第6号 令和9年度使用 姫路市立学校用教科用図書採択方針について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第6号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、
報告事項の1 子どもの学校改革応援プロジェクト参加校募集について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 報告事項の1について説明)
「1 趣旨」でございますが、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより、多様な教育的ニーズを満たす学習環境づくりを行う「子どもの学校改革応援プロジェクト」について、参加校の募集及び選考を実施するものでございます。この事業の実施は、今年度で3年目となります。
「2 参加校募集の概要」でございますが、対象となる学校は、姫路市立小学校、中学校及び義務教育学校で、募集内容は、子どもたちの意見や思いを基にした学校における学習環境の整備のアイデアでございます。募集期間は、本年5月11日から7月17日まででございます。既に今月初めの小学校・中学校の校長会において説明し、募集要領を配付しております。
「3 選考方法」でございますが、選考基準としましては、昨年度と同様、アイデアがどこから生まれ、どのような背景や思いが込められていて、どのような効果をもたらすのかといったアイデアの「ストーリー」を重視したいと考えております。具体的には、①学校等にもたらす効果、②子どもたちの関わり方、③共感性、④新規性、⑤実現可能性の5つの基準に基づき、一次審査を教育委員会事務局内で行い、続いて二次審査として、選考委員会による審査を行います。選考委員は、昨年度と同様、教育委員の皆さま、教育長、教育次長にお願いしたいと考えております。また、学校の希望があれば教員や児童生徒によるプレゼンテーションをすることも可能としております。
「4 事業のスケジュール」でございますが、8月に選考を行い、実施校を決定します。実施校決定後、10月から12月にクラウドファンディングを実施し、当該寄附額を令和9年度予算案に反映させます。令和9年4月以降、アイデアに基づき順次各学校において工事や備品購入などを実施していく予定としております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

想定している目標校数というのはありますか。

(答)

初年度はモデル校として2校で実施し、昨年度は3校選んでいただきました。昨年度と同程度を想定していますが、一律の採択校数は今のところ決めておりませ

ん。

(問) 子どもの学校改革応援プロジェクトに関しては、大変良い試みだと思っておりますが、選考基準を「ストーリー重視」にすると、結局、発信力が高く、ストーリー構築力が高い学校が優遇されていくことになると思います。一方で、教育環境の平準化や取りこぼしのない環境作りというのが教育委員会の目指すべきところだとすると、全体としての制度設計と、部分であるこういったプロジェクトの整合性をよりしっかりと検証していかなくてはいけないと思います。このプロジェクトがもう2年進んでいるのであれば、生徒主体で部屋作りをしたことで、どういった教育効果や環境改革、課題解決につながっていったかの検証や報告、フィードバックが必要ではないかと思いますが、そのあたりはどのような状況でしょうか。

(答) 昨年度選んでいただいた学校は、まだ備品を買ったりしている段階ですので、今完成しているのは一昨年のモデル校である城北小学校と飾磨中部中学校になりますが、こちらは、実際にリノベーションした部屋を使って、研修や地域の方々との交流を行っているところです。教育委員会としても、こういった活用事例や効果を広げていくことが必要だと考えており、発信力を高めていかなければならないと思っています。

(意見) 昨年度プレゼンテーションをした生徒はすでに卒業しています。最初にコンセプトやストーリーを作った人がいなくなった後に、下級生にしっかりと引き継ぎ、継承されていっているのかなど、このプロジェクトを教育環境作りに結びつけていくのは、かなり難易度が高い部分もあると思いますので、そこに向けたさらなる制度設計とフィードバックの検証をしっかり行い、次につなげていくことが、今後の選考に向けて重要ではないかと考えています。少なくともこれまでの効果測定やKPIについては、しっかりブラッシュアップしていただきたいと思っています。

(意見) 測り方が難しいと思いますが、ウェルビーイングの向上が図られているのかということも含めて、きちんと示す必要があると思います。

(意見) これまでのプレゼンでは、子供たちがどれだけ関わってアイデアを出し、組立をするのかというストーリーをいかに伝えるかが採択において重視されましたが、本来は、実際に学校や教育環境の中でどういう効果をもたらすかというのが採択の重要な判断基準になってくると思います。採択された学校だけの成果で終わらせるのではなく、小学校なら小学校、中学校なら中学校といった校種ごとに効果が上がる仕組みや物事の組み立て方をしていく必要があると思います。同じような応募があったときに、新規性がないという理由で採択から外すのではなく、効果が高い仕組みであれば、他の学校にも横展開していくことで、初めてこのクラブファンが一過性のイベントではなく、教育環境作りに役立つものになってくると思います。行政が気付いていない現場の不便や不安、解決策を吸い上げる貴重な機会であり、そのア

アイデアによって出てきた答えに効果があるならば、今度はクラファンに頼らず、2、3年後には教育委員会の本予算等にも組み込み、他校へも横展開していくべきだと思います。

(問) 工事業者の選定や備品の発注は、学校側がするのか、教育委員会がするのか、どちらですか。

(答) 見積もり合わせ等の事務は教育委員会事務局でしております。

(意見) 時間がかかることなので、工事の発注や備品の納入などはスピーディーに行ってください。できるだけ早い段階で完成するような機動的な仕組みについてもお願いいたします。

教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承したいと思います。

教育長 ○ それでは、非公開案件の審議に入ります。
議案第7号 交通事故に係る示談解決方針及び損害賠償額の決定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局) ○ (文化財課長 議案第7号について説明)
交通事故の損害賠償額の決定に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和8年第2回姫路市議会定例会に交通事故に係る示談解決方針及び損害賠償額の決定について意見の申出をするものです。
当該交通事故についてでございますが、令和7年3月18日に姫路市御立中7丁目1000番1地先の本市が管理する里道と県道姫路環状線の交差点において、本市職員が運転する軽貨物自動車と相手方1が運転する相手方2所有の軽乗用自動車と衝突事故を起こしました。事故の概要は、本市職員が、県道姫路環状線の東側里道から同県道に左折合流しようとしたところ、県道を南進してきた相手方と衝突したものです。相手方車両は本市車両の右前方側面に衝突し、相手方車両が横転いたしました。当該事故により物損と人身の損害が発生いたしました。
本件の示談方針についてですが、県道の直進車である相手方と里道から左折車である本市職員の双方に過失等による修正要素が見当たらないため、T字路における広路直進者と狭路右左折車の基本的な過失割合に準じて、相手方の過失割合を2割、市の過失割合を8割と決定するものです。
損害賠償額については、相手方の損害額を3,381,804円と認定した上で、過失割合に応じて損害賠償金を支払うものです。損害賠償金の合計は2,705,443円であり、運転手である相手方1に人身1,719,427円を相手方車両の所有者である相手方2に物損986,016円を支払うものです。なお、本市の損害額は139,590円であり、過失割合に応じて、相手方より損害賠償金27,918円が支払われるものです。相手方への支払い方法につきましては、本市との契約により、本市が加入し

ている全国市有物件災害共済会から相手方に支払うものです。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第7号 交通事故に係る示談解決方針及び損害賠償額の決定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第7号は、原案のとおり可決しました。

教育長

- 次に、
報告事項の2 小規模特認校の運営について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (教育企画室主幹 報告事項の2について説明)
本市では「姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」において、小規模特認校制度を地域の特性や小規模の学校ならではの良さを生かしながら、学校の活性化を図るための取組と位置づけており、令和5年4月から苜野小学校と安富北小学校の2校で実施しております。小規模特認校制度は、望ましい学校規模に向けた取組方策の一つで、学級編制基準上の複式学級の解消を目指すこととしており、一定期間内(原則として5年間)に、全学年1学級以上とならない場合は、統合等の取組方策を進めることとしております。
小規模特認校の状況につきましては、「項番2 小規模特認校の児童・学級数の推移」をご覧ください。苜野小学校、安富北小学校の各年度の児童数及び学級数は表にお示ししているとおりでございます。表中の太枠で囲んでいる部分でございますが、令和7年度に、苜野小学校におきまして学級編制基準上の学級数が6学級となり、複式学級が一旦解消されております。
次に「項番3 小規模特認校としての運営について」でございますが、小規模特認校制度を利用する児童及び当該校区の児童が、いつまで学校が存続するのかなどの不安を感じることなく、安心して学校に通うためには、基本方針で定めた一定期間である「5年間」の最終年度である令和9年度に複式学級が解消しているかどうかによって統合等の取組方策を進めるか否かを判断するのではなく、一定期間を見通して安定した学校運営を行う必要があると考えます。
項番2の説明で申し上げたとおり、苜野小学校については、保護者、地域、学校の連携した取組により制度利用児童が増加し、令和7年度に一旦複式学級が解消し、一定の成果を挙げています。そこで、原則5年間としている小規模特認校制度について、令和9年度に5年を迎えるにあたり、複式学級が解消された場合の取り扱いを改めて整理いたしました。

「項番4 一定期間内に複式学級が解消した場合の取り扱いについて」でござい
ますが、小規模特認校としての運営を開始した年度から5年の間に複式学級が
解消された場合には、5年目以降も運営を継続することとし、複式学級が解消さ
れた翌年度以降に、再度複式学級が生じた場合には、当該年度を起点として5年
間のうちに、再び複式学級の解消、すなわち全学年で1学級以上となることを目
指すこととします。具体的に言いますと、苜野小学校においては、令和7年度に
複式学級が解消していることから、再度複式学級が生じた令和8年度を起点と
し、5年後の令和12年度までの間は、小規模特認校としての運営を継続します。
なお、令和12年度までに複式学級が解消されなかった場合には、令和12年度末
をもって小規模特認校としての学校運営を終了することとし、統合等の取組方策
を進めるものです。

「項番5」に、苜野小学校の「令和8年度以降の運営イメージ」を図でお示し
しております。上段には、令和8年度以降に複式学級が解消となる場合の例をお
示しております。令和7年度に一旦複式学級が解消したものの、令和8年度に
再度複式学級が生じたため、令和8年度を1年目としてカウントしています。そ
の後、令和9年度に再び複式学級が解消されたと想定した場合、令和10年度か
らまた1年目としてカウントすることを表しております。下段には、令和8年度
以降、複式学級が解消されない場合の例をお示しております。令和7年度に一
旦複式学級が解消しましたので、令和8年度から再度1年目としてカウントした
ものの、5年目の令和12年度までに再び複式学級が解消されることなく、令和
12年度末をもって小規模特認校としての学校運営を終了することを表しており
ます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

本来、小規模特認校というのは、猶予期間の5年間に複式を解消できるような形
になると存続できるという特別な仕組みで、その間に一度達成できたらそこからリ
セットするみたいな話ではなかったはずですが、5年間に全学年1学級以上となる体
制ができていたことが小規模特認校の継続基準だったはずですが、途中で解釈が変
わったのでしょうか。

(答)

令和2年2月に策定した基本方針に記載されているのは、「一定期間内に全学年
1学級以上とならない場合は、統合等の取組方策を進める」という文言だけで、策
定当時の職員にも確認をしたのですが、この文言についての解釈や取り決めは特に
ありませんでした。5年間で体制を整えて、最終年度に複式が解消できているかど
うかで判断するという考え方と、5年のうちに一度でも解消した場合は一旦はクリ
アしていると判断するという考え方ができますが、後者の考え方でいくという整理
をしています。実際に、苜野小学校におきましては、全国的にも有名になり、テレ
ビの取材が入ったり、他都市からの問い合わせや視察の依頼などもあり、子供たち
も年々増えてきているような状況です。一方で、今後この学校はどうなるのか、令

和9年度で複式が解消されていないと、その翌年度には統合が進んでしまうのかなど、保護者や学校の管理職からも不安の声が寄せられているため、このような形で整理をしたものでございます。

(問) 小規模特認校がスタートする時に、教育委員会会議の場においても各種説明においても、複式なしの体制ができる猶予が5年間であったわけで、5年の間に一回達成できればそこからリセットするというような話は一度も出なかったはずです。今の説明で言うと、テレビにも出ているし、みんなも頑張っているのに延長しようみたいな話になっているような気がするのですが、この仕組みが本当に、この地域の子供たちのためになるのかということも含めて考える必要があると思います。

(答) 教育委員会側も、特認校制度を導入して5年間で複式が解消する学校が出てくるということは想定できていませんでした。年度途中の転入の相談や問い合わせの際には、この学校がいつまで存続するのかということを知りたいと思いますが、令和9年度に複式が解消されていなかったらすぐに閉校するというのであれば、転入を諦めたり、やめてしまうということにもなるので、安定的な運営や一定期間を見越した運営をする必要があるということで、この考えを明確化したということです。

(意見) 基本方針の文言を解釈することによって、複式学級が一度でも解消すればリセットするという、どこにも明文化されていない、非常に曖昧な運用になってしまっています。民間企業感覚だと、制度設計に問題があればすぐにどう変えていくのかというような発想になりますが、今回は「行政の無謬性」が強く出ている案件のように感じます。小規模特認校制度の本来の目的は、複式学級の解消だったわけではないと思います。そういったところも要素の一つではあるとは思いますが、教育委員会が目指すのは、生徒の教育環境を整え、教育効果を高め、一人当たりのコストや負担を平準化していくことだと思います。姫路市のホームページによると、0歳から14歳の人口が2025年から2030年で約6,000人減少するという状況になっていて、しかも過疎地域から減っていくので、一度複式学級を解消しても、教育環境の基準を維持していくことが難しいことは明白です。当初に決めた曖昧な文言をベースにした今回のような話と、皆さんがエネルギーや能力を使って姫路市内の児童や生徒の教育環境を整えていこう、改善していこうというところが、真につながっているのかということに疑義を感じます。今課題が明白になっているのであれば、何らかの試みをしていかななくてはいけないタイミングに来ているのではないかと思います。

(問) 筋野の現在の状況について、児童の半数以上が校区外から来ており、そこで居場所を見つけている子供たちはかなりいると思うのですが、コストというよりは、環境が維持されているのかどうかすごく重要なポイントだと思います。

(答) 環境面で言いますと、小規模特認校制度は、小規模ならではの良さを活かしながら

ら、地域の方のご協力もいただき、田植えや稲刈りなど事あるごとにご指導をいただき、教室の外でも子供たちと一緒に学びの場を支えてくださっています。それを楽しみに来ている子供たちもおり、地域の方も、登下校時等の声かけやオープンスクールの見学など、一生懸命してくださっています。学校地域協議会も定期的を開催していますが、校区に住んでいない方がPTAの役員をされたり、協議会の委員に入られたり、子供同士も保護者同士も分け隔てなく一緒に学ぶような雰囲気や環境ができてきているという話を聞いています。

(問) 令和8年度は、複式学級を解消するのに、どれくらい足りないのですか。

(答) 令和8年度の状況としまして、2年生が7名、3年生が7名で、14人以下が複式学級となりますので、学級編制基準上はここが複式学級になっています。

(意見) 法律でもそうですが、文言を解釈するときは、必ず「なぜこの条文が作られたのか」という条文の趣旨に翻って、こういう解釈をすべきだとか、その趣旨から考えたらこういう解釈は不適切だとかを考えるとと思うのですが、そもそも小規模特認校を作った元々の趣旨からどのように解釈すべきなのかという考えを持たなければいけないと思います。

(意見) 5年間の猶予期間のうち、3年目や4年目で基準をクリアできず、5年目によりやく基準を満たしたとしても、それはその年だけクリアしたに過ぎません。そこからは1年ごとに、今後の入学者の見込みや、学校としての受入れ体制が整っているかを精査し、その結果として初めて、あと1年、あるいは2年の猶予を認めるといった議論になるわけで、将来にわたって安定して運営できる体制ができているとは言えません。

(答) 委員のようなお考えもあると思いますが、1年ごとに精査するというのは、保護者にとっても学校の運営側にとっても、非常に不安定な状態のまま置かれることとなります。それによって、行くのをためらったり諦めたりということも考えられるので、一旦クリアした場合は、翌年度からまた1年目、2年目というカウントを始め、次の5年間でまた複式が生じれば、その年から1年目というカウントが始まって、次の5年間でも同様に解消を目指すという形で、いつまでも伸ばすわけではないです。

(意見) 保護者にとっては送迎が負担だと思いますが、それを考えても、小規模特認校のニーズがこれから増えるのかどうかというのを教えて下さい。

(答) 通学については、特認校に入っただけのための条件として「保護者の責任で送迎ができること」としておりますので、送迎の負担をしてでも行きたいという方はそれなりにいますし、年度途中でも転入の相談があるような状況です。

(答) これから統合を進めていく中で、ある程度の規模の学校を作っていくと、そこではうまく学べない子が増えてくるのではないかと懸念はあります。その子供の受け皿をどうするのかというのが一つの課題であり、学びの多様化学校の必要性についても議論する必要があると思います。

(意見) 現在の運用では、当初の趣旨や文言の解釈に曖昧な点があり、今後もそういう解釈の問題や認識のズレが出てくると思いますので、改めてどのように進めていくかということを経後の宿題として整理してほしいと思います。今後5年で児童数は全体で10%減少し、過疎地ではさらに人口減少が加速します。統廃合の対象校が急増する中で、大規模校に適応できない子供のための多様な学びの場は、「一人も取り残さない教育」のために必要ですが、それが、「統廃合の反対が多いから特認校にすることで存続させる」といった先延ばし的手段であってはならないと思います。まだ組上に上がっている統合対象校が少なく、姫路市の財政状況が良い今こそ、将来の崩壊を防ぐための全体的なグランドデザインを策定すべきであると思います。教育効果やコストに関する検証があまりなされていないまま報告にあがってきていると感じており、小規模特認校の一人当たりのコストは膨大になっているはずで、大規模校ほど一人当たりのコストは安くなっているという意味でも、公平公正な教育環境ではないように思います。複式学級が解消すればよいというのが目指すべき教育のあり方ではないはずで、教育環境や一人当たりのコスト等の背景があつてこそその部分最適だと思いますので、エビデンスやKPI、検証がもっと取り込まれていかないと毎回同じような部分最適の議論に終始してしまうのではないかと懸念しています。

(答) 学級編制基準上の複式学級の状況がいつまでも続くというのは良くないと思いますので、そこは十分に肝に銘じて全体の最適も含めて取り組んでまいりたいと思います。

(意見) 今回の解釈が、将来ずっと足を縛る解釈になるという可能性があることを十分に認識してください。とりあえず今ここをクリアするために決めたことが、この学校に限らず姫路市全体の小学校の足を縛る可能性があるということも認識しないといけないと思います。

教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれで了承したいと思います。

教育長 ○ 次に、
報告事項の3 姫路市立藤ノ木山野外活動センターの今後の方針について事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (生涯学習課長 報告事項の3について説明)

生涯学習課で所管しております姫路市立藤ノ木山野外活動センターの今後の方針についてご報告させていただきます。

まず、施設の概要でございますが、藤ノ木山野外活動センターは豊かな自然の中で少年の情操を養い、集団宿泊生活を通じて心身ともにたくましい少年を育成することを目的として、昭和54年1月に姫路市山田町南山田に設置いたしました。敷地面積は9,557.87㎡で全て借地であり、うち4,490㎡は有償となっております。主な施設は管理棟、宿泊棟、機械棟などがあります。施設の現状につきましては、平成14年度の大規模改修工事から20年以上が経過し空調設備、給水給湯設備、厨房設備などに不具合が発生しております。主な利用は小学5年生が行く自然学校であり、市内小学校の約半数を5月から11月に受け入れております。市立学校の使用は全額免除のため使用料収入はありません。

検討に至る経緯につきましては、敷地が借地であること、また大規模改修に多額の費用がかかることから、施設のあり方について関係課で検討を行い「市内に代替施設がないのか」「大規模改修工事に要する経費と代替施設を利用する場合の経費比較」について検討を行いました。

検討内容としまして、まず、市内の新たな施設での自然学校実施の可能性は、収容人数、食事のアレルギー対応、入浴施設、天候に左右されない活動施設などの要件を満たす施設はなかったため、市外施設での実施を想定する必要があるという結論となりました。また、大規模改修工事を行う場合の経費と市外代替施設を利用する場合の経費比較につきましては、代替施設を利用して自然学校を実施する方が大規模改修工事を行うよりも年間45,200千円の経費削減が見込まれる試算となりました。

検討結果につきましては、大規模改修工事の経費よりも市外等の代替施設を利用して自然学校を実施する経費の方が少ない。自然学校の代替施設として想定している施設については、既に令和9年度分まで予約が終了している施設もあることから、令和9年度までは藤ノ木山野外活動センター使用のため施設を維持する必要があるという結果になりました。

今後の方針につきましては、藤ノ木山野外活動センターは令和9年度の自然学校終了後に施設を廃止とする。敷地は借地であるため、施設廃止後の建物等については地権者との協議を行っていく予定としております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

市外代替施設というのは、いくつか想定されていますか。

(答)

現在、すでに半数の学校が、県立の南但馬自然学校、西はりま天文台、但馬エリアの民間施設など市外の施設を利用して自然学校を実施しています。そういったところに、今後シフトしていくということを想定しています。

- (意見) コスト面で考えると合理的だと思いますが、しっかりとしたエビデンスや内容の精査が必要だと思います。資料によれば、「施設廃止後の建物等について地権者との協議が必要」とされていますが、建物の撤去や原状回復に莫大な費用がかかるということや、代替施設へ移行した際、現状と同じように職員配置が維持できるのか、現在と同様に施設予約ができるのかといったことも検証する必要があります。そこが「見える化」されている必要があると思います。この資料の比較表だけで進めていくと、結局後から、施設廃止後の地権者との協議において、建物の廃棄等に多額のコストがかかるというようなことが起こりうると思います。そういったリスクについてもしっかりと作り込んで報告するという詰めた仕事を期待したいです。その積み重ねが、最終的には、市民との信頼関係の構築につながると思います。
- (答) 施設の除却に関しては、有利な起債等を利用して進めていきたいということで、地権者とお話をさせていただいているところです。
- (意見) しっかりやっても不測の事態が起こるとというのが世の常ですので、時間との兼ね合いは当然あると思いますが、その範囲の中で、組織としてのブラッシュアップをしていく必要があると思います。特にリスクの高い事項を優先的に処理する仕組みを構築したり、誰もが平準的に質の高い業務を行える体制を整えていく必要があります。世の中は既にAI時代に突入しており、今後数年で社会環境は劇的に変化すると思いますので、すぐに乗っかる必要があるとは思いませんが、新たな環境への適応力を備え、職員数や予算が減少していくことも見据え、現在、複数名で担当している業務を一人で完結させるといったところまで踏み込んで、しっかりとした提案を期待しています。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれで了承したいと思います。
- 教育長 ○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。
- (事務局) ○ 次回の定例教育委員会ですが、6月25日木曜日の午後1時に開催していただきたいと思います。
- 教育長 ○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、6月25日木曜日の午後1時に開催することに御異議ございませんか。
- (委員) [異議なしの声あり]
- 教育長 ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については6月25日木曜日の午後1時に開催することといたします。

教育長

- 以上で本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

- (総務課長から案内)
 - ・ 学校園視察について

教育長

- 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後3時19分)